

令和6年度 しずおか食の安全推進のための意見交換会 議事録

開催日時：令和6年12月18日（水）10:00～11:30

開催場所：県庁別館 20階第1会議室A

出席者：別紙参照

概要

1 開会

2 しずおか食の安全推進幹事会 幹事長（健康福祉部生活衛生局長） 挨拶

3 報告

「令和5年度しずおか食の安全推進のための意見交換会」の御意見と対応

4 議題

(1) 「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」の進行状況

| 発言者 | 発言要旨（意見及び回答） |
|-----|--|
| 事務局 | 「令和5年度しずおか食の安全推進のための意見交換会」の御意見と対応 「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」の進行状況について説明 |

(2) しずおか食の安全推進幹事会の関連事業

| 発言者 | 発言要旨（意見及び回答） |
|------------------|--|
| 関係課 | しずおか食の安全推進幹事会の関連事業について説明 |
| 消費者団体連盟 事務局長 | GAP、HACCPは、安全・安心のため必要である反面、中小企業には負担だと考えるが如何か。 |
| 衛生課 食品乳 肉衛生班長 | 飲食店事業者や消費期限5日程度の弁当やパンを製造する事業者、食品を取り扱う従事者50人以下の事業者などの小規模な事業者については、業界団体の作成したHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書を基に衛生管理を行うことで、負担軽減が考慮されている。 HACCPに沿った衛生管理を行うにあたって、日常の衛生管理の記録作成の負担は発生するが、記録を付けることにより、衛生管理の振り返りができ、衛生管理の向上が図れるとともに、問題等があった際に、原因を追及する一助となるため、自らの施設のために必要だということを、事業者理解していただき助言・指導を行っている。 県としても定期的な施設立入の際に、事業者に合わせて、きめ細かい助言・指導を実施していく。 |

| | |
|-------------------------|---|
| 食と農の振興課 | <p>GAPは安全安心のために必要であり、加えて、環境保全や労働安全、農業経営の改善の部分でも必要な取り組みだと考えている。JGAPとかアジアGAPなど、第三者機関が認証を行っているGAPは、認証取得や維持する際に、費用負担等が発生するため、農業者の負担となる一方で、注文をもらえるということもあるので、そのバランスをどう考えるか個々の農業者の判断と思っている。</p> <p>静岡県版のGAP（静岡県の農林水産物認証制度）については、認証取得の経費がかからないため、使い分けをしていただければ良いと思っている。</p> <p>今後は、指導人材の育成であったりとか、静岡認証の制度の見直し拡充等を踏まえ、認証取得者の負担が軽減できるような支援をしていきたいと考えている。</p> |
| 消費者団体連盟 事務局長 | 新規開店する飲食店のHACCPの確認はどこが行っているのか。 |
| 衛生課 食品乳 肉衛生班長 | <p>新規の飲食店等のHACCPについては、保健所が、新規申請の相談の際にHACCP計画の作成について指導をし、施設確認時に衛生管理計画の作成を確認している。</p> <p>また、営業許可証交付時の講習会の際にもHACCP計画の作成方法や記録の方法、検証の必要性についての講義を行っている。</p> |
| 静岡県生活協同 組合連合会 会 長 | <p>（資料6）「機能性表示食品に関し、健康被害情報の提供の義務化と機能性表示食品制度の信頼性を高める措置が、食品表示法および食品衛生法に規定された」ということだが、そもそも義務化や信頼性を高めるための措置は今まで規定されてなかったのか。情報提供は、どのレベルでだとか、複数発生した場合は直ちにだとか、情報提供に係る基準のようなものも、より厳しく明記されているのか。</p> |
| 衛生課 食品監 視班長 | <p>健康被害が疑われる際の報告は、今までは、全ての事業者に対する努力義務であったため、端的に言うとは義務ではなかった。今回、機能性表示食品と特定保健用食品の事業者に対しては、健康被害情報を把握した場合に、保健所長や消費者庁に情報提供することが義務化された。情報提供の条件については国から通知で示されていて、例えば今回の場合、腎障害という同じような症状で健康被害があるという情報が医師から月に2件以上出た場合や、重篤事例では1例でも報告、期限は15日以内などが規定されている。</p> |
| 静岡県生活協同 組合連合会 会 長 | 機能性表示商品の表示方法の見直しについて、具体的にどういったものがあるか。 |
| 衛生課 食品監 視班長 | 表示方法の見直しについては多岐にわたっている。例えば、パッケージの表示方法や表示位置など、機能性表示食品であるということがわかりやすくなる表示であるとか、摂取の注意事項がより詳しく、具体的にする等、全般的に見直しがされている。 |
| 生活衛生局長 | 簡単に言うと、今まで「食品」というカテゴリーで扱っているものが、「医薬品」により近くなったと考えてもらえればよい。医薬品の場合は、ちょっと何か影響があって、それって薬が原因では？というようなレベルでも問題となる。また、GMPに基づく製造管理が義務化と書いてある（資料6）のも、医薬品と同じ厳しい管理の下、製造するという事。 |

| | |
|---------------------------|---|
| 静岡県立大学 食品栄養科学部 教授 | 資料11の「頂(いただき)」の認証と資料12の「GAP」認証について、どちらも認証を取得している施設(事業者)があるか。どっちが重要だとか両方推し進めるといった方向性はあるか。 |
| マーケティング 課 | 「頂」の認定商品の中には、「GAP」認証を取得している生産者も含まれるが、両方 を取得している生産者は少ない。 「頂」は商品のブランド力を高めるためのものであり、「GAP」は安全な農産物として のPRとして制度に違いがある。どちらを取得した方が良いということではなく、生産 者の意向による。 |
| 静岡県立大学 食品栄養科学部 教授 | 認定を積極的にすすめるのであれば、横の繋がりをもって、「頂」の認証から「GAP」 の認証を案内したり、パッケージのようなかたちで、食と農の振興課と連携して勧めて いく方が良いのではないか。 |
| 静岡県立大学 食品栄養科学部 教授 | (資料5)食中毒の関係で、令和5年度は全13件中、ノロウイルスが8件で発生が多 いがアニサキスはどうか。全国的にアニサキスによる食中毒が増えているが、水産業が 盛んである静岡県はどうか。 |
| 衛生課長 | アニサキスによる食中毒は、令和5年度1件(13件中)、今年度は1件(6件中)と なってる。 |
| 静岡県漁業協同 組合連合会 常 任理事 | アニサキスについては、60℃1分間の加熱または-20℃で24時間以上の凍結処理に より問題なくなる。発生の都度、行政あるいは県の水産技術研究所の方から発信をして もらっている。ただ、魚の場合は、自分で捌いて食べる方もいるため、完全に防止でき なかつたり、軽度の腹痛で終わってしまい実際には数字に出てこない部分もあると感じ ている。 |
| 静岡県立大学 食品栄養科学部 教授 | (資料2、3)食の安全に対する県民の信頼度80%以上を目標としているが、他の都道 府県でも同じように信頼度を設定しているのか、またどのくらいの%なのか。 |
| 衛生課 食品乳 肉衛生班長 | 現時点で正確な他都道府県の数字を持っているわけではないが、他自治体でも設定さ れている。来年度、アクションプランの改定があるため新たな目標設定に向けて、他自 治体の情報を収集し、皆様と共有していく。 |
| 静岡県立大学 食品栄養科学部 教授 | 80%はかなり高い目標と思われる。他県でも同じような指標を設定しているのであれ ば、その状況を参考に、目標を変更することも考慮すべきと考える。いたずらに高い目 標を設定すべきではない。 |
| 静岡県立大学 食品栄養科学部 教授 | 食の安全に関わる全ての関係課への要望であるが、県で実施している食に関する様々 な事業・取組において、調査員やボランティア等として学生が参加できるようなものが ないか。また、そういった事業実施や学生の募集を是非お願いしたい。学生にとって大 変貴重な経験となる。 |
| 静岡県漁業協同 組合連合会 常 任理事 | 昨年度の意見交換会で、浜名湖のアサリが捕れていないが貝毒検査が実施されている か質問があった。今年度もアサリの漁獲は非常に厳しい状況であるが、検体を確保して 検査は実施していることを報告する。 |

| | |
|---------------------------|---|
| 静岡県漁業協同 組合連合会 常 任理事 | 静岡県は、野菜の年間摂取量と魚介類の年間購入量が全国でも低い。 現在、県漁連、県の健康政策課、水産振興課そして民間でキューピー（株）が連携して、「静岡やさかなプロジェクト」を起こして、野菜と魚介類を食べましょう、という働きかけをしている。「頂」や「GAP」認証の食品も利用してPRしていきたいと思っているので、支援の方よろしく願います。 |
|---------------------------|---|

(3) その他 事務局から今後のスケジュールについて説明

5 閉会

しずおか食の安全推進のための意見交換会 出席者

(1) 学識経験者、消費者団体、業界団体

| 氏名 | 所属・役職 |
|-------|--------------------------|
| 増田 修一 | 静岡県立大学食品栄養科学部 教授 |
| 海野 禮子 | 静岡県消費者団体連盟 事務局長 |
| 稲垣 滋彦 | 静岡県生活協同組合連合会 会長 |
| 川村 芳利 | 静岡県経済農業協同組合連合会 みかん園芸部 部長 |
| 高瀬 進 | 静岡県漁業協同組合連合会 常任理事 |
| 遠藤 壽 | (一社)静岡県食品衛生協会 技術参与 |

(2) しずおか食の安全推進幹事会 関係課

| 氏名 | 職名 |
|--------|------------------------------|
| 米倉 克昌 | しずおか食の安全推進幹事長 (健康福祉部生活衛生局長) |
| 須田 かおり | くらし・環境部県民生活課 事業者指導班長 |
| 佐野 充夫 | 健康福祉部薬事課 課長 |
| 柳 尚仁 | 経済産業部新産業集積課 専門主査 |
| 出雲 葉子 | 経済産業部マーケティング課 班長 |
| 勝岡 弘幸 | 経済産業部食と農の振興課 主査 |
| 佐田 康稔 | 経済産業部お茶振興課 課長 |
| 手塚 喜代美 | 経済産業部畜産振興課 課長 |
| 吉野 晃博 | 経済産業部水産・海洋局 水産振興課長 |
| 渥美 志緒里 | 教育委員会健康体育課 教育主査 |
| 阿部 冬樹 | しずおか食の安全推進委員会事務局 (健康福祉部衛生課長) |